

女性のライフステージと税法のかかわり

兼平裕子

(前愛媛大学法文学部教授)

目 次

- I はじめに
- II シングルで働き続けるか、結婚して仕事を続けるか
 - 1 大島訴訟・伊藤正巳裁判官補足意見——性別に基づく差別
 - 2 婚姻中立性・公平性と課税単位論
- III 法律婚か、事実婚か
 - 1 家族に対する国家の関与と法律婚の所得税法上の取扱い
 - 2 社会保障法上の取扱いとの差異
 - 3 相続法は法律婚に限定するのに社会保障法は事実婚を認める取扱いの差異
- IV 子供をもつか、もたないか
 - 1 帰属所得をどう評価するか(1)——保育費負担は個人負担のままか
 - 2 human capital 概念
- 3 人的控除——家族のための支出(扶養控除)
- V 正規雇用のキャリアを続けるか、第二次稼得者に転職するか
 - 1 共働き世帯の税負担(配偶者控除)
 - 2 帰属所得をどう評価するか(2)——第二次稼得者の低賃金
 - 3 管理職へのステップアップを拒む要因——女性活躍推進法における行政手法の実効性
- VI 離婚をめぐる所得税法上の問題点
 - 1 財産分与の法的性格および被分与者への課税——持ち家を財産分与する場合の課税方法の見直し
 - 2 シングルマザーの貧困問題——租税制度にできること
- VII むすびにかえて

I はじめに

憲法14条1項後段では、「性別により差別されない」と法の下での平等が謳われている。そして、学校教育を受ける間は完全に平等な取扱いがされている。しかし、女性のライフステージの種々の段階において、完全に平等な取扱いがされているわけではない。女性が、キャリア形成面で初めて男女差を意識するのは就職時であろう。しかし、男女雇用機会均等法が施行(1986年)されて以降は、形式的

な差別は見受けられない。学校教育においては当然の権利として男女平等の教育を受け、就職時にも形式的には平等な取扱いを受けてきた(大多数の)普通の女性が、男性と同様の仕事に対するエネルギーでは実質的に平等なステイタスを保持できないことを実感させられるのは、出産や子育てを経てキャリアを維持しようとするときであろう。

新たな標準世帯として「夫婦共働きで子育てをする家族」が求められ、「若い世代や子育て世帯に光を当てていく」方向性が示されて

いる（2017（平成29）年度税制改正大綱5頁）。「結婚後も共働きで、かつ、子育てをする家族」を目指すべきとの社会的圧力が高いにもかかわらず、「非婚化」「晩婚化」「少子化」の流れはとまらない。シングルで仕事を続ける者の割合は増えるばかりである。

結婚後の家事や育児といった家庭内の負担（いわゆる「帰属所得」）は実質的に女性に偏りがちである。それでもキャリアを続けるためには多大なエネルギーが必要であり、結局のところ、パートや派遣といった非正規の仕事に転職する場合も多い。結果として、男女間の賃金や社会的地位の格差が大きくなってくる（出産に伴う離職と再就職の低賃金）。正規雇用の女性の賃金は男性の約75%程度であり、G7の中で賃金格差は日本が最も大きい。このような状況で離婚すると、シングルマザーの貧困問題が発生する（一人親世帯の貧困リスク）。給与所得者として組織内でステップアップ（いわゆる「管理職への出世」）を求めると、ガラスの天井に突き当たる。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）（2016年施行；10年間の時限立法）による一般事業主に対する数値目標は未達成のままである。

「結婚する、しない」「子供をもつ、もたない」どちらを選択するにしろ、男女平等という価値観は維持しづらくなる。「夫婦共働きで子育てをする家族」は、「普通に働きたい生活感覚」では達成しづらい目標となっている。

男女差別を容認する税法は存在しないが、それでも税法の影響は、結婚・出産・子育て・離婚のような私的行動にまで及ぶことがある。本稿では【図表1】に示す女性のライフステージの①～⑤のターニングポイントにおける税法とのかかわりにつき、主として所得税法上の論点につき検討する（①～⑤の論点は、それぞれⅡ～Ⅵで検討）。労働供給の総量や種類については租税制度（課税単位、帰属所得非課税や所得控除制度等）が影響を与えていると考えるからである。

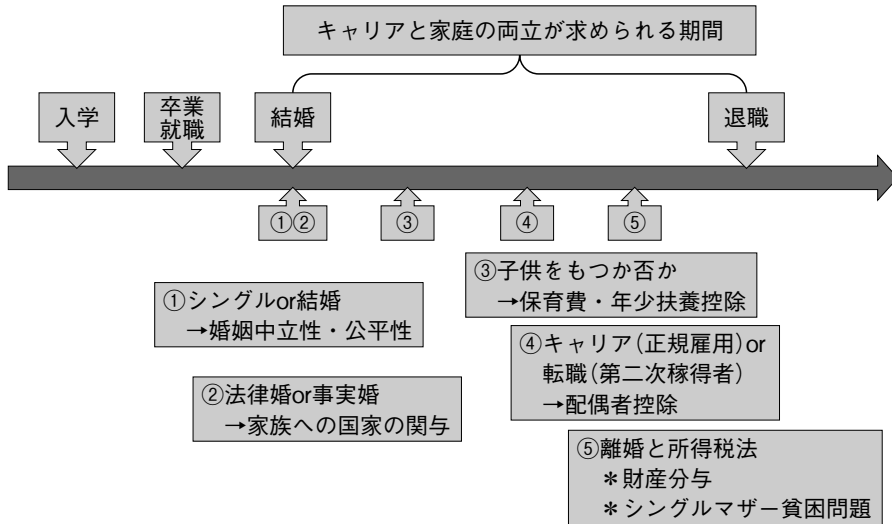
「夫婦共働きで子育てをする」標準世帯は、女性がキャリア（第二次稼得者⁽¹⁾として働く場合も含む。）をもちつつ、家庭との両立をその就業期間を通じて保つことを求めている。それらに対応する現行租税制度に対する問題意識として、(1)完全に中立な税制はありえない⁽²⁾。そうなると女性がプライベートを犠牲にすることなく働きやすくなる後押しとして何らかのインセンティブが必要ではないか、(2)「家族という自発的に形成された私的な集団に対して国家がどこまで関与・介入できるか」という公法上の本質的な問題に対する根拠の提示が必要ではないか、の2点をもっている。

成熟社会のいま、女性ゆえに弱者というわけではなく、それぞれの個性や価値観に応じた多様な生き方が受け入れられる社会が望ましいと考える。税法の果たす役割は限定的ではあるが、女性のライフステージにおける選択肢のなかで、「婚姻中立性」（共働き、片働

(1) 配偶者控除の適用対象となるパートタイム等としての働き方を指す。共働き世帯のうち、配偶者（妻）の所得の半分以上が150万円未満に分布し、女性パートタイマーの4人に1人が就業調整をしているのが実態である。藤谷武史「家族と税制」ジュリスト1493号（2016）39頁。

(2) 中里実「家族と租税制度」ジュリスト1059号（1995）32頁では、「課税の存在しない場合の判断が、課税の行われた後も変化させられないように課税を行うこと（中立的な課税）が租税政策上重要な意味をもつ」と述べている。しかし、課税による影響をゼロにすることは困難である。

【図表1】女性のライフステージ選択時における税法とのかかわり



き、シングルに対する税負担)、「労働中立性」(働き方に中立な税制)の意味するところにつき、どのような税制が望ましいかも含めて考察する⁽³⁾。

II シングルで働き続けるか、結婚して仕事を続けるか

シングルで働き続けることを就職時から決めているケースが多いわけではないだろうが、結果として独身で働き続けることとなる割合は相対的に高い(50歳時の未婚割合は2015年で男性が23.4%、女性が14.1%(人口問題研究所「人口統計資料集 表6-23」(2020年))。戦後の日本の所得税法は個人単位主義をとっているため、結婚してもしなくても租税負担は基本的には変わらないはずであるが、人的控除があるため、相対的に独身者の所得税負担は重くなる。まず憲法14条1項後段の論点につき、次いで、婚姻中立性・公平性と課税単位論につき検討する。

1 大島訴訟・伊藤正己裁判官補足意見——性別に基づく差別

憲法論の平等権というのは形式的平等であり、実質的平等は入らないので、違憲とすることは難しい⁽⁴⁾。

所得税の不平等が争われた大島訴訟(最大判1985(昭和60)年3月27日民集39巻2号247頁)判決は、租税法の定立についての立法府の大幅な裁量を認めた租税判例史上最重要の判例であると言われている⁽⁵⁾。裁判所の租税立法に対する違憲審査の基準、租税法律主義、および租税公平主義と給与所得の課税の3つの論点に関する判例として重要な位置を占めている⁽⁶⁾。

(3) 事業所得者ではなく、給与所得者を念頭に考察する(したがって、所得税法56条の問題は取り上げない)。婚姻関係については、同性婚や登録パートナーシップという新たな形式については言及しない。

(4) 伊藤正己「憲法裁判について」租税法研究20号(1992)5～6頁。

しかし、租税立法が常に合憲と判断されるわけではなく、「立法が市民的自由権や精神的自由権を侵害する場合には、裁判所は厳格な合理性の基準を用いる傾向にあり、このことは、租税立法についても異なるところはない。」と伊藤正己裁判官は補足意見の中で指摘している。これは、租税立法についても二重の基準が適用されるべきとの考え方を示したものとされている。経済的理由による違憲審査は合理性の基準（緩やかな審査基準）が妥当するが、人種・性別・信条等による区別の違憲性の基準は厳格な基準が妥当するという「二重の基準論」は、当時は有力になりつつある考え方であった⁽⁷⁾。

「租税法は、強い合憲性の推定を受け、その定立について立法府の広範な裁量にゆだねられており、裁判所は、立法府の判断を尊重することになるのであるが、そこには例外的な場合のあることを看過してはならない。」そして、「例えば性別のような憲法14条1項後段所定の事由に基づいて差別が行われるときには、合憲性の推定は排除され、裁判所は厳格な基準によってその差別が合理的であるかどうかを審査すべきであり、平等原則に反すると判断されることが少なくないと考えられる。」と述べ、性別のような事由による差別の禁止は、

民主制の下での本質的な要求であり、租税法もまたそれを無視することは許されないとしている⁽⁸⁾。

この点につき、碓井は、「大島訴訟以前の最判では、租税制度に関する無制限な立法裁量論が見られたことに対する歯止めと捉えられている。昭和56年法律第11号による改正前の所得税法81条が、寡婦控除を認めながら、寡夫控除を認めなかったのは、少なくとも昭和50年代においては、憲法14条1項違反の疑いが濃厚であったと考えている」と指摘している⁽⁹⁾。ただし、最判1995（平成7）年12月15日税資214号765頁は、寡婦控除と寡夫控除の要件の差異について、本判決を引用して憲法14条1項に違反しないと判示している。一方、君塚は、「憲法論としては、経済的自由の制限か納税の不均衡（憲法22条か30条）と捉える方が適切ではないか。税制＝「専門的・技術的」ゆえに合理性の基準だと憲法理解は疑問だが、一般財源の用途の多様さを思えば目的二元論の厳守も困難である」と租税負担が増加の一途をたどる現状を踏まえた分析を行っている⁽¹⁰⁾。

大島訴訟で示された憲法問題として、14条1項後段所定の事由が問題となる場合には、厳格な基準が適用されることになる。しかし、

(5) 志賀櫻「大島訴訟再考」租税訴訟7号（2014）116頁。租税判例百選においては、初版から第6版まで、第1事件として、金子宏名誉教授による解説がなされている。一方、憲法判例百選Ⅰでは、第3版から第7版まで、14条をめぐる、経済的理由による違憲性の審査につき、緩やかな審査基準を示した判例として、異なる学者が解説をしている。

(6) 金子宏「判批」租税判例百選〔第6版〕（2016）6頁。

(7) 金子・前掲注(6)6～7頁、同「判批」判例時報1201号（判例評論332号）（1986）167～168頁は、

賛成の意を示している。

(8) 伊藤裁判官補足意見に対して、泉徳治調査官解説（法曹時報38巻5号（1986）233頁）は、特に言及していない。同「サラリーマン税金訴訟大法廷判決の概要」ジュリスト837号（1985）41頁も同様。

(9) 碓井光明「判批」憲法判例百選Ⅰ〔第3版〕（1994）73頁、同・憲法判例百選Ⅰ〔第4版〕（2000）73頁、同「大島訴訟大法廷判決の意義と問題点」ジュリスト837号（1985）25頁。

(10) 君塚正臣「判批」憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕（2019）71頁。

形式上、男女差別を認めた税法は存在しない。「専業主婦を保護しすぎる」「いわゆる103万円の壁（現在は150万円の壁）が女性の社会進出を阻害している」と批判されることが多い配偶者控除制度（所得税法83条）も男女差を容認する租税制度ではない。後述するように、「控除対象配偶者」とは「同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1千万円以下である居住者の配偶者」（同法2条33の2号）であり、夫婦どちらに対しても適用される。したがって、租税実体法の条文が、補足意見で例示された「性別に基づく差別」と判断され、憲法問題として厳格な合理性の基準が適用されることはないと思われる。

中里は、「現実の租税制度は男女差について中立的に作られている。にもかかわらず、それが女性の労働について抑圧的に機能するとすれば、それは租税制度の適用対象である現実が原因をなしている」と述べている⁽¹¹⁾。しかし私見としては、マクロ経済や財政の立場から、家族の形態に対して国家が関与するようになってきた現代社会においては、「個人単位課税における家族要因」を再考し、インセンティブを与える手法も考慮すべきと考える。このような問題意識に立ち、まず、所得税法において問題となるところの、独身（単身者）、片働き夫婦、共働き夫婦によって実質的な税負担が異なっている課税単位と公平性・婚姻中立性の調整につき検討する。

2 婚姻中立性・公平性と課税単位論

課税単位とは、「どの範囲の人の所得を一つとして所得の大きさを測定するか」という問題を立てたときに、「一つとみられる」単位をいう。独身者と夫婦、片働き夫婦と共働き夫婦、事実婚のカップルなど、様々な社会的状況にある納税者間の所得税負担の公平をどのように考え、実現するかという点に課税単位論の主眼がある⁽¹²⁾。そして、家族の行動に対して所得税法上の仕組みが影響を与えるとすれば、それは、課税単位と所得控除制度を通じてということになる⁽¹³⁾。

結婚してもしなくても、個人単位主義を採用する限りは、租税負担は基本的には変わらない。婚姻中立性に優れていることになる。配偶者控除制度⁽¹⁴⁾を除けば、婚姻事情にかかわらず、各個人の所得をもとに税額計算がされるので、租税制度が婚姻の決断に直接的に影響を及ぼすことはない。ただし、超過累進税率をとるため、夫婦合計所得金額が同じでも税負担が異なることはある⁽¹⁵⁾。他方、結果としてシングルを選択することになる場合は、税制上はずっと不利なままとなる。

夫婦が一つの消費単位を形成し、その所得をプールし、シェアしあっている場合には、「担税力の測定単位としては、個人よりも夫婦または家族を選ぶ方が適切であり、夫婦単位主義ないし家族単位主義の方が『合計所得の等しい夫婦ないし家族には等しい税負担を』という意味における公平の要請に合致する」

(11) 中里・前掲注(2)32頁。

(12) 佐藤英明「世帯単位課税と配偶者控除」税研177号（2014）39頁。

(13) 中里・前掲注(2)36頁。

(14) 個人単位主義を採用する現行制度において、配偶者

控除制度は、すぐれて消費単位主義的な発想に立つ。佐藤・前掲注(12)40頁。

(15) J・マーク・ラムザイヤー「婚姻と租税法」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）465～467頁。

とされている¹⁶⁾。しかし、超過累進課税をとりながら、同額の所得を得る世帯に同額の租税を課し、婚姻に対する中立性を保つことは理論上不可能である。

したがって、夫婦単位主義では、超過累進課税による負担増を避けるため、二分二乗方式（ n 分 n 乗方式）の採用が主張されることが多い¹⁷⁾。しかし、そうになると、同じ年収の夫婦と独身者とを差別してしまうことになる。帰属所得を考慮すると、片働き夫婦が共働き夫婦よりも有利に扱われることになる。また、結婚により税負担が増える（＝結婚罰）税制は、婚姻中立性の点で問題がある¹⁸⁾。

このように、超過累進課税を採用する限り、「夫婦間の平等」すなわち、夫婦や独身者間の所得負担の実質的な公平と、「婚姻中立性」を一度に実現することはできず、結局は、立法政策の問題となる¹⁹⁾。したがって、個人所得税は、各家族で異なるはずの家事労働（＝帰属所得の大小や家庭内所得移転の性格の差異）を無視して、家族形式の外形に着目した課税を行わざるを得ない。課税単位論におけるトリレンマ（超過累進税率、税負担の公平、婚姻中立性）は、その反映にすぎないとされている²⁰⁾。

学説としては、個人単位主義への支持が多い²¹⁾。税制調査会をはじめ、二分二乗方式の採

用には否定的な立場が多い。しかし、課税単位論の主戦場は「公平」であるとして、消費単位主義への支持もある²²⁾。浅妻は、 n 分 n 乗支持を試み、「 n 分 n 乗だと富裕家族減税が強すぎるとの批判は、累進税率の工夫でも対処し難い所得分割の許否をめぐる感覚（公平感）の問題であり、許否をめぐる感覚（公平感）が n 分 n 乗賛否の鍵である」と主張している。そのうえで、「富裕家族の（富裕独身等と比べた）現在が、理論的に、公平の観点から、有害でない」との論証を試みている。

現行の、包括的所得概念および個人単位主義を前提として考察すると、理論的にはすぐれて消費単位的な人的控除（うち、配偶者控除と扶養控除）の問題と、家事・育児から発生する帰属所得の2点が問題となる。前者の人的控除は、個人単位主義をとっている日本の所得税の、明文による例外となっている。後者の家事・育児労働からの帰属所得は、包括的所得概念のもとでは課税対象に含まれるが、実際は、非課税となっている。この点につき、佐藤は、「家事労働から発生する帰属所得について分けて考えることは著しく困難かまたは不可能であり、多くの場合、無意味だと考えられる」と述べている²³⁾。帰属所得については、IV 1、V 2で検討する。

租税公平主義や課税の中立性を軸とした課

16) 金子宏『租税法 [第23版]』(弘文堂, 2019) 202頁, 同「所得税における課税単位の研究」同『課税単位及び譲渡所得の研究』(有斐閣, 1996) 1～48頁。

17) 二分二乗訴訟として、最大判昭36・9・6民集15-8-2047。民法762条1項が合憲であることから、これに依拠し個人単位主義を採用している「夫婦の所得の計算」の規定も違憲ではないと判示した。加藤友佳「判批」租税判例百選 [第6版] (2016) 58頁。

18) 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第2版補正版]』(弘文堂, 2018) 32～34頁。

19) 佐藤・前掲注18)35頁。

20) 藤谷・前掲注(1)42～43頁。

21) 藤谷・前掲注(1)42頁, 中里・前掲注(2)33～35頁, 佐藤・前掲注12)40頁。

22) 浅妻章如「課税単位論」金子・中里・前掲注(15)531～532頁。

23) 佐藤・前掲注12)39頁。

税単位論の議論では、トリレンマにとらわれ、結局、政策論となる。しかし、税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制の在り方」(2019年9月26日)では、日本型雇用システムから働き方が変化し、ライフコースの多様化への対応として「個人所得税における諸控除の見直し」(9～10頁)が提言されている。「人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性」は、「家族と税制」の領域に影響を及ぼすことになる。

Ⅲ 法律婚か、事実婚か

わが国の民法739条は法律婚主義を採っており、婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。しかし、家族制度は、国によって、文化によって、異なる²⁴。日本でも「イエ」制度が機能した100年前(戦前)には、非嫡出子の比率は当時の欧米諸国と比べて多かった²⁵。古くから存在する「内縁」と呼ばれる形に加え、現在は、積極的に届け出さない「事実婚」と呼ばれるケースも増加している。しかし、内縁や事実婚では所得税法83条に規定する配偶者控除を受けることができない。連れ子や婚外子に対しては扶養控除(同法84条)が受けられない。相続においても配偶者として相続人になれるのは法律婚のみである(民法890条)。

したがって、内縁や事実婚を選択した場合、民法上および税法上の権利が認められず、不利益な取扱いとなる。

そこで、まず、ライフスタイルの選択に対し、すなわち、家族という自発的に形成された団体に対し、国家がどこまで関与・介入できるのかについて考察したうえで、借用概念である「配偶者」「親族」の所得税法上の解釈と社会保障法上の解釈の相違につき検討する。次いで、同じく相続に起因しながら、相続法は法律婚に限り、厚生年金法に基づく遺族年金では事実婚を認めるという取扱いの差異につき検討する。

1 家族に対する国家の関与と法律婚の所得税法上の取扱い

家族という自発的に形成された団体に国家(税制)がどこまで関与・介入できるのか、あるいは関与すべきか——という問題がある。戦後、民法(家族法)改正とともに、家族は一個の独立の存在として理解され、自律的な存在と目された。個人を基盤として家族を捉えるべきという個人本位の認識があり、家族の個人化を支える法制度が支持されてきた²⁶。ところが、税制や社会保障制度は、世帯単位で構想される。家族を団体として把握する発想が展開され、これと表裏をなして、家族問

24 1970年以降、欧米諸国では婚外子の割合が高まっている。制度的に結婚のハードルが高いことや、離婚が原則禁止のカソリック国も多いため、同棲が増えている。北欧諸国やフランスでは同棲したまま出産するカップル(婚外子)の割合は50%以上となっている。山田昌広「ひとり親控除の導入で考える家族制度のあり方と経済・税制への影響」税理63巻6号(2020)5頁。

25 明治維新後、欧米の影響を受け、法律上は一夫一妻制を採用したが、江戸時代から続く一夫多妻

制の慣習が残っていた。当時の民法(1898年施行)では、一夫多妻の慣習を残すため、嫡出子、庶子、私生児の区別があり、1910年時点での婚外子率は9.4%であった。大正時代に入るとともに一夫多妻が廃れ、未婚の母の比率は減少し、1940年には4.1%となった。山田・前掲注24)4～5頁、同『迷走する家族』(有斐閣、2005)115～116頁。

26 二宮周平「家族の個人主義化と法理論」法律時報74巻9号(2002)28頁。

題に関する保護を国家の責務として、国家の関与の仕方が問題とされるようになっている(日本型福祉国家の是非)²⁷⁾。公的扶助や介入の必要性を説く見解が有力となっている。そして、国家による家族の保護については、「憲法はおもに社会権(母子の健康等)を実現するための保護を国家の責務としている」と解されている²⁸⁾。

多様化を認める近代的価値観からすると、少子化も非婚化も個人の選択の自由である。ところが、家族の国家に対する依存性が高まるとともに、国家の政策が家族に与える影響が意識されるようになった。税法の分野においても、「夫婦共働きで子育てをする」標準世帯をすすめるため、「子育て支援」と「婚姻夫婦世帯の優遇」を手法として用いる必要が生ずる。それは、終身雇用と年功序列をベースとする日本型雇用システムや、公的年金を中心とする社会保障制度といったセーフティネット機能が低下しつつあるなかで、人的資本(human capital)を維持するために、個人所得税制をどのように再設計すべきか、という方向性になると思われる。理想的な所得課税として唱えられるhuman capitalとは、「人もまた、人間の効用をうみだす経済的価値を有する」との経済的な考えである。Kaplowは、「人が生み出して、全ての資本の実質的大部分を構成する稼得の現在価値」と定義している²⁹⁾。人の稼得力は、教育を受け、また社会的

経験や訓練を重ねることによって、増大する。したがって、理論的に、人間を資産としてとらえ、その稼得力の増加をhuman capitalの価値の増加と理解する考えである³⁰⁾。これらについては、IV 2で検討する。

2017(平成29)年度税制改正大綱においては、「人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにする観点で考慮しての人的控除のあり方」が検討された。人的控除には、家族のための支出もその控除対象としているものがある³¹⁾。一定の要件を満たす親族には「扶養控除」が認められる。法律上の婚姻関係で要件を満たす場合は「配偶者控除」が認められる。

所得税法2条1項34号にいう「扶養親族」とは、「居住者の親族(配偶者を除く)、児童福祉法の規定による里親に委託された児童、老人福祉法の規定により擁護受託者に委託された老人で居住者と生計を一にするもので合計所得金額が48万円以下である者」と定義される。同法2条1項33の2号、同法83条等にいう「控除対象配偶者」とは、「居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち合計所得金額が48万円以下である者」と定義される。

最判1991(平成3)年10月17日訟月38巻5号911頁では、「親族は民法上の親族をいうものと解すべきであり³²⁾、事実上婚姻関係と同様

27) 大村敦志『家族法[第3版]』(有斐閣、2010) 23頁。

28) 辻村みよ子『憲法と家族』(日本加除出版、2016) 57頁、59頁。

29) Kaplow, Louis (2008), *The Theory of Taxation and Public Economics*, Princeton University Press, at 245.

30) human capitalにつき、金子宏「所得税の課税ベ

ース」同『所得概念の研究』(有斐閣、2012) 179～180頁、岡村忠生「ヒューマン・キャピタルと教育・医療」金子宏監修『現代租税法講座第2巻 家族・社会』(日本評論社、2017) 189～226頁、小塚真啓「Louis Kaplowの人間資本論についての覚書」税研166号(2012) 92～98頁を参照。

31) 拙稿「人的控除の現状と今後の役割」税研196号(2017) 57頁。

の事情にある者との間の未認知の子またはその者の連れ子は、扶養控除の対象となる親族には該当しない。」と判示している³²。また、最判1997（平成9）年9月9日訟月44巻6号1009頁では、「配偶者とは、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られると解するのが相当である。」と判示している。これらは、通説・判例ともに確立しているところの借用概念の統一説³⁴に拠っている。税法上の解釈論としては、民法と同意に解すべきとの結論となる。

しかしながら、前者の扶養親族につき、なぜ該当しないのかの理由づけは当該最判には示されていない³³。当該最判に対する賛成論は、「侵害規範たる租税法の分野であっても、目的論的解釈の手法も認められるべきであり、人的控除制度の趣旨・目的を重視すれば、事実上の子を扶養控除の対象に加える立法措置はありうる。しかし、解釈論としては、事実上の婚姻関係や親子関係の認定にかかる税務取扱いの形式基準を定めた法令のない現状では、望ましくない」と評釈している³⁵。一方、反対論として、「人的控除制度の目的からし

て、納税義務者の生活実態が重視されなければならず、現実の扶養の有無で判断すべきであるという見方もできる」との見解が示されている³⁶。さらに「『明文規定がない』という理由付けは問題にならない。せつかく設けられた扶養控除制度がいかされない」との意見も加えている。これに対して、田中は、「明文の根拠なく厳格な法の解釈を否定することは、ひいては、課税庁による同種の実質主義の主張を容認することにつながり、適切ではないであろう」と批判している³⁷。

後者の所得税法上の「配偶者」の意義についても、借用概念の統一説によっている³⁸。基本通達2-4-6（配偶者）においても、民法の規定による配偶者をいい、内縁関係にある者はこれに該当しないことを明記している。ただし、同じ租税法でも、租税手続法である国税徴収法75条（一般の差押禁止財産）に規定される配偶者、同法76条（給与の差押禁止）にも準用される配偶者、相続税法38条（延納の要件）の規定にかかる配偶者は、明文により、事実婚にある者を含んでいる³⁹。

配偶者に関しては、2つの点が問題とな

32 民法725条に定める親族の範囲は、①6親等内の血族、②配偶者、3親等内の姻族である。

33 逆に、「認知」（民法779条）をしていれば、非嫡出子であっても、扶養親族に該当する。ただし、扶養控除に関しては、認知の遡及効（民法784条）は認められない。所得税法においては「基準日」（各年の12月31日）の現況を基準として、扶養親族に該当するか否かを定めるためである（同判決の名古屋地判平7・9・27訟月44-6-1015）。

34 「私法上における同じ概念を用いている場合には、別意に解すべきことが租税法規の明文またはその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法上におけると同じ意義に解するのが、法的安定性の見地からは望ましい」との統一説が通説・判例となっている。金子・前掲注06)127頁。

35 もっとも、第一審の東京地判昭62・12・16判時1268-22には、3つの理由づけが述べられている。うち、「身分法の分野においては、事実上の婚姻を法律上の婚姻に準じて取り扱う場合があるが、行政法の分野では同一に扱う場合には、その旨の明文の規定を置いているところ、所得税法には規定がないから、同様に扱わないとの立法趣旨が明示されていると解される。」との判示がある。

36 岩崎政明「判批」ジュリスト1021号（1993）152頁。

37 二宮周平「判批」法学教室141号（1992）102頁。

38 田中治「判批」民商法雑誌106巻4号（1992）545頁。

39 奥谷健「判批」租税判例百選〔第5版〕（2011）92頁。

る⁴¹⁾。一つ目は、社会保障法分野においては、配偶者に事実婚を含む立法規定があるという点である。二つ目は、民法の解釈においては、事実婚に対してもできる限り婚姻に準ずる法的効果を認めるべきという「内縁準婚理論」が戦後、通説化し、最判1958（昭和33）年4月11日民集12巻5号789頁も承継している点である⁴²⁾。

2 社会保障法上の取扱いとの差異

社会保障法の分野においては、内縁関係の配偶者に対しても受給資格を認めている⁴³⁾。最判1983（昭和58）年4月14日民集37巻3号270頁においても、共済組合法の定める配偶者の概念は、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとみなければならないものではないとしている。「遺族給付を受ける配偶者は生活の実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいたものを言うものと理解するのが相当である。」と判示し、戸籍上届出のある配偶者の婚姻関係が実

体を失って形骸化している場合には、重婚的内縁配偶者に遺族給付を認めている⁴⁴⁾。

さらに、最判2007（平成19）年3月8日民集61巻2号518頁⁴⁵⁾は、近親婚的内縁関係における配偶者（叔父と内縁関係にあった姪）に対しても、厚生年金保険法3条2項の「婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当するとして、遺族厚生年金を認めた。当該事例は、民法734条ないし736条が禁止する直系血族間および3親等内の傍系血族間での婚姻にあたるため、内縁という形式をとっていた。しかし、当時の農村には多く存在した、農業後継者の確保等の要請から、叔父姪間で内縁関係に入ったものである。先妻との婚姻が病気により破綻・協議離婚したのち、子の養育を主たる動機として姪が内縁関係を42年にわたり続けていた事例である⁴⁶⁾。

当該最判は、3親等の傍系血族間の内縁において極めて例外的な事情が認められる場合に限り、遺族厚生年金の支給を認める余地があるとの判断を示している⁴⁷⁾。すなわち、婚姻

40) 肥後治樹「租税法における『配偶者』について」筑波ロー・ジャーナル6号（2009）172頁は、「租税実体法と租税手続法の扱いの相違につき、租税実体法はまさに侵害規範なので、その解釈は、原則として文理解釈によるべきであるのに対し、租税の徴収の手続を扱う租税手続法は、行政裁量が働くと解する余地がある手続事項であるという説明が可能かもしれない」と述べている。

なお、加藤友佳「租税法上の借用概念と準拠法」国際取引法学会4号（2019）46頁は、これらを「広義の配偶者」と呼んでいる。

41) 早川眞一郎「判批」租税判例百選〔第6版〕（2016）93頁。

42) ただし、近年は内縁準婚理論に対する学説上の有力な批判があり（意図的に婚姻届を出さないカップルに対して保護が与えられることに対して疑

問を呈している）、判例にもこれに反応する傾向がみられる（最判平16・11・18判時1881-83）。大村・前掲注27231～233頁。

43) 社会保障法の領域においてはすでに大正末（1923年施行の改正工場法）に、内縁配偶者を法律上の配偶者と同視する立法が現れ、これが一般化した。大村・前掲注27231頁。

44) 嵩さやか「判批」民法判例百選Ⅲ〔第2版〕（2018）54～55頁。

45) 調査官解説として、清野正彦「判解」法曹時報60巻7号（2008）223～262頁、同「判解」ジュリスト1341号（2007）162～164頁。

46) 片桐由喜「判批」NBL856号（2007）7～8頁、西田和弘「判批」判例時報1987号（1987）173～177頁、本沢己代子「判批」社会保険判例百選〔第4版〕（2008）84～85頁。

関係の一般法である民法が定める婚姻法秩序外の関係でありながらも、「近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的を優先させるべき特段の事情が認められ、上記姪は同法に基づき遺族厚生年金の支給を受けることのできる配偶者に当たる。」と判示している。

原則的には、婚姻法秩序に反するような内縁関係にある者に配偶者性を認めない。しかし、社会保障という給付行政分野における目的を優先させ、「婚姻法秩序を損なう反倫理性と残された当事者の生活保障の必要性の程度を比較衡量に求め、亡くなった被保険者の保険料拠出期間と遺族の生計維持要件がいずれも充たされている場合には、婚姻法秩序に反することは受給権を与えない理由にはならない。」と判断している⁴⁸⁾。社会保障法は特別法でありながらも、給付行政が目指すところに従い、民法秩序よりも内縁配偶者の生活の維持が優先する判断になっている。

租税法が侵害立法であるのに対し、社会保障法は給付立法である⁴⁹⁾。内縁関係を認めるか否かの差異をこの点に求める評釈が多い。しかしながら、人的控除制度は、所得税の課税範囲から除外するための規定である。人的控

除とは、担税力に影響を与える納税者の人的事情を考慮するための概算控除であり、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない」という理由に基づき、憲法25条の生存権の保障の租税法における現われであるとされる。ゆえに、人的担税力の減殺理由として控除するというのが通説的見解である⁵⁰⁾。

しかし、包括的所得概念による所得の構成要素である「消費」支出に対応すると考えざるを得ない。したがって、人的控除が最低限度の生活を維持するための「消費」支出であることを正面から認め、憲法25条の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」に充当される所得に対する課税を遮断することを人的控除の正当化根拠とする考えもある⁵¹⁾。包括的所得概念上は控除の余地はないはずであるが、人的控除は「生存権保障への配慮」等の観点から「外在的に」正当化される。このように、侵害立法である所得税法とはいえ、人的控除に関しては、本人および家族の最低限度の生活の充当部分（最低生活費）には担税力を認めず、人的属性に応じて控除を認めるところの給付立法的側面を否定できない。侵害立法としての濃度は薄まっている。

ここで、両者の実務上（手続上）の取扱い

47) ただし、横尾和子裁判官の反対意見がある。「民法734条1項は、3親等の傍系血族間の婚姻について何らの留保も置かず禁止しているものであり、各婚姻関係間において、反倫理性、反公益性の大きさを論ずることには躊躇せざるを得ない。」と述べている。

48) 当該事例では、先妻と協議離婚後、両者が結婚したことにつき、証明願を町長に提出、記名押印を得た。原告（上告人）は、健康保険証に氏名を記載され、源泉徴収票においても配偶者控除の対象とされていた。婚姻届は出せないが、実質、夫

婦としての生活をおくり、二人の子供も認知していた。

49) 高木光『プレップ行政法 [第2版]』(弘文堂、2012) 9～10頁では、「行政」のタイプを、「租税行政」「規制行政」「給付行政」「私経済的行政」の4つに分けている。

50) 金子・前掲注(46)208頁、谷口勢津夫『税法基本講義 [第6版]』(弘文堂、2018) 357頁。

51) 藤谷武史「人的控除のあり方」税研177号(2014) 54～55頁。

の差異について考察する。人的控除は申告納税制度により本人の申請に基づく。そして、税務職員が事実上の婚姻関係の真偽を審査することは難しい。大量・反復・継続的に行われ、税務調査になじまない点もあげられる⁵²⁾。一方、相続開始による遺族年金給付は、支給開始決定の実態調査が個別に行われるため、実態の把握が容易である。両者には手続上、このような差異が存する。

以上から敷衍するに、社会保障法（厚生年金保険法）は内縁関係を認め、所得税法（配偶者控除）は法律婚に限るという異なる取扱い、理論的整合性というより、歴史的な背景に基因する実務上の取扱いの差異にすぎないのではないかと。

大正末という旧民法の時代から、準婚理論に基づき、そして、実際のところ届出を出さない内縁関係が多かったことから、内縁配偶者を保護する規定が社会保障法（改正工場法）に設けられた。戦後、「配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様にある者を含む。）」という明文規定が社会保障法分野に設けられた⁵³⁾。一方、所得税法は、戦後、シャウブ勧告に基づき、そして、家族単位主義から個人単位主義へと変更したうえで、大改正された。家族という自発的に形成された団体の構成員ではあるが、各個人は、一個の独立した自律的な存在として厳格に対処された。人的控除は、1947年には基礎控除のみであったが、1950年には扶養控除が、1961年には扶養控除から独立して配偶者控除が設けられた。人的控除の範囲は徐々に拡大されてきたという経緯がある。

3 相続法は法律婚に限定するのに社会保障法は事実婚を認める取扱いの差異

団体としての家族を前提とする限り、国家の保護を受ける対象は法律婚に限ることになろう。財産分与（民法768条）に関しても、一方の死亡により内縁関係が消滅した場合に類推適用ができないと判示されている（最判2000（平成12）年3月10日民集54巻3号1040頁）。「離別による内縁関係の解消の場合の類推適用は、準婚的法律関係の保護に適するものとして、その合理性を承認し得るとしても、死亡解消のときは、相続の開始した遺産につき、異質の契機を持ち込むもので、法の予定しないところである。」と判示している。

相続が発生した場合、民法890条により、被相続人の配偶者は常に相続人になる。相続税法19条の2等に規定する配偶者についても、基本通達19の2-2により「婚姻の届出をした者に限る」と明記されている。したがって、内縁関係や事実婚の場合は、遺言（民法902条）や特別縁故者（同法958条の3）の制度を通じて遺産を受け取るしか方法がない。しかし、遺族年金は受給できる。法律上の配偶者がいる場合でも、実質破綻している場合は、内縁配偶者が受け取ることができる。遺族年金は、所得税（9条3号）も相続税（3条）も非課税である。

このように、社会保障法（厚生年金保険法

⁵²⁾ 肥後・前掲注(40)172～173頁は、「国税徴収法等の規定が、配偶者に事実婚を含む理由として、納税の猶予や財産調査の際の立会など、個別的事実認定が行いやすく、件数も比較的少ないと考えられるという執行可能性の考慮が大きい」としている。

⁵³⁾ 我妻栄ほか『民法[第3版]』（勁草書房、2013）122～123頁。

等)のみ、実質的な配偶者を保護する明文規定があるのは、果たして、現代の家族形態の変容に対応しているのか。多様なパートナーの形態として事実婚を選択するケースも増えている。そして民法上の内縁準婚理論から学説・判例が変容したのは、意図的に婚姻届を出さない事実婚カップルに対しても保護が与えられることに対する疑問が呈されたことによる⁵⁴。

所得税法と社会保障法が、内縁や事実婚に対して全く異なる取扱いをしていることは、所得税法の目指す法律婚保護の趣旨や人的控除の趣旨からからみて整合性がとれていることになるのか。配偶者控除が創設される1961(昭和36)年以前の扶養控除について、事実上婚姻関係にある者も含まれるかが争われた大阪地判1961(昭和36)年9月19日訟月7巻12号2480頁において、扶養控除制度の趣旨・目的から、事実上婚姻関係にある者についても適用を認める余地があることに理解を示しながらも、条文上、事実婚が含まれることが明らかになっていないため、民法上の配偶者である法律婚に限定されると判示した事例がある⁵⁵。個別的事情を斟酌して、できる限り税負担をその負担能力に合致させようとする制度趣旨からすると、人的控除について事実婚を含むとの考えを否定できないのではないか。この考え方に立脚し、所得税法に明文規定を設ける方が、多様な家族や夫婦のあり方の変容に対応できるのではないか。

IV 子供をもつか、もたないか

子供を養育しながらキャリアを続けるには、金銭的・時間的負担も重く、多くのエネルギーが必要となる。児童手当の給付や保育所等無償化政策もとられているが、税法上のインセンティブの必要性という観点から、実質的に女性の負担となることが多い育児や家事が帰属所得である点をどう評価するか、保育のための支出を個人所得税の控除項目とするか、につき考察する。

1 帰属所得をどう評価するか(1)——保育費負担は個人負担のままか

1997(平成9)年以降は、共働き世帯数が片働き世帯数を上回っている⁵⁶。山田は、性別役割分業と成長性に基礎づけられた「戦後家族モデル」は1998年以降、解体期に入ったと指摘している⁵⁷。そして最近の統計では、共働き世帯数は片働き世帯数の2倍になっている。したがって、保育所かベビーシッターを活用することが多くなる。少子化時代の対応として、2019(令和元)年10月から3歳～5歳の子供の保育所等無償化が始まったが、0歳～2歳児の保育費の扱いはそのままである(住民税非課税世帯は無料)。これら保育費は、所得税法37条の「必要経費」としても、同法57条の2の「特定支出」としても控除されないと考えられている⁵⁸。それは、保育費は45条1項1号の家事費であるとの考え方や、37条1項前段が要求する「直接に要した費用の額」

54 大村・前掲注②7232頁。

55 肥後・前掲注④182頁。

56 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 令和2年版』参照。

57 山田・前掲注②4252～256頁。男女雇用機会均等

法施行(1986)以降、男女共同参画が本格化するが、非正規雇用の拡大も始まった。政策単位の個人化だけではうまくいかない指摘している。

58 山田麻未「保育費の控除可能性についての一考察」税法学579号(2018)155頁。

という「事業との関連性」が認められないという考え方によるものである。

たしかに、事業所得等における必要経費として、「直接に要した費用」に該当するとは言いがたい⁶⁰。岡村は、「保育費等は勤労等の所得稼得活動がなければ発生せず、またそうした支出をしなければ勤労等ができない部分がある。こうした追加的支出（勤労をしない場合との差額）は、収入との間に相当因果関係をもつとってよい」。同時に、「これらの支出は、本質的に個人消費の性質を帯びている」と指摘する。費用性がありながらも控除を否認する根拠として、①執行の便宜、②所得税法の構造、といった理由をあげている。そして、「むしろ人的控除やさらには税額控除として考慮すべきである」と立法的対応を求めている⁶¹。

実際のところ、20代や30代では事業所得者である勤労者は少なく、給与所得者が大部分であり、37条の必要経費として控除可能性を争った裁判例は見当たらないようである⁶²。したがって、事業所得者や不動産所得者等に限定される「必要経費」算入可能性や、給与所得者であってもほとんど利用実績のない「特定支出」可能性を議論する途ではなく、「人的控除」としての立法可能性の検討の方が実務

的ではないか。

日本では裁判例も見当たらず、保育費控除ができないことが当然と考えられてきたことから、先行研究では、アメリカのSmith判決⁶³以降の控除可能性についての紹介が多い。ベビーシッター費用は、控除が明らかに否定される「個人的な費用」(personal expenses)の根本的要素であると判示されている。「子供の保護者としての妻の役割は、通常は金銭による報酬なしに提供される。このような役割の履行からは課税所得は生じず、また、これと相関関係にある支出は個人的なものであって、控除できない」としている。家事労働は帰属所得であり、保育費を個人的費用と位置付けている。1939年のSmith判決後、保育費の事業経費控除が問題となった判決では、いずれも個人的支出に該当するとして控除を認めなかった⁶⁴。

「アメリカの判例で保育費の事業経費控除を否定する理論的根拠⁶⁴が、日本の所得税法にも当てはまるか」というアプローチも大事である。しかしながら、「働き方やライフスタイルの多様化」への対応を税制に求めるとしたら、むしろ、所得税法上の人的控除としての立法可能性の検討が必要ではないか。「勤労者の保育費負担につき所得税法上の優遇が認められ

59) 教育支出に関しては、弁護士が支出した大学院の授業料について必要経費としての控除を否定された裁判例(平15・10・27事例集66-120)がある。一方、特定支出控除では、一定の教育支出の控除が認められている。橋本彩「我が国における高等教育支出の課税上の取扱い」税法学584号(2020)144頁。

60) 岡村忠生ほか『租税法[第2版]』(有斐閣、2020)84~85頁。

61) 山田・前掲注58)156頁。

62) 給与所得に係る必要経費控除が認められている(「通常かつ必要な費用」を控除)アメリカにおい

て、ベビーシッターを雇用費用につき争われ、内国歳入法典が明文で控除を否認するpersonal expensesに該当するとして、納税者が敗訴した事例である。Smith v Commissioner, 40 B.T.A. 1038 (1939)。岡村忠生「株主優待麺事件」佐藤英明編著『租税法演習ノート[第3版]』(弘文堂、2013)188頁、山田・前掲注58)158~164頁。

63) 山田・前掲注58)164~168頁。

64) Smith判決は1939年判決である。共働きが過半の夫婦の労働スタイルとなっている現代は、何らかの見直しの理論が必要な時期ではないかと考える。

るか否か」という観点からは、給与所得者であれ、事業所得者であれ、「人的控除」として控除する方が子育て世帯の負担軽減につながるのではないかと。

2 human capital概念

中里は、「human capital（人的資本）概念を念頭において考えると、（教育等を除いても）我々が通常は消費と考えているもののうちかなりの部分は実はhuman capitalへの投資ではないかという疑問が生ずる」としている⁶⁵。そのうえで、「労働者が自らを維持するための支出は、個人的満足のための支出から分離しえないので、執行上困難な問題が生ずるが、消費の一部をhuman capitalへの投資と考えることは、理論的には否定しえないことなのではないかと思われる」と述べている⁶⁶。

human capitalへの言及は、金子論文にもみられるが、否定的である⁶⁷。Kaplowが提示したhuman capital概念は、人の生産力を資本としてとらえる経済学的な理論である⁶⁸。中里は、「人もまた、経済的価値を有するものであり、人のこの面に着目して、経済的にhuman capitalと呼ぶ。これらの概念が法的にさほど意味をもたないか」というと、民法の不法行為

の理論や租税法の付加価値税の議論等、租税の本質や制度の経済的機能を明らかにするための有用な分析になりうる」と主張している⁶⁹。

この考え方を推し進めると、生活費の一部をhuman capitalのもろもろの所得の必要経費とみる考え方が出てくる。Kaplowのモデルでは、ヒューマン・キャピタルの将来所得（賃金）の現在価値と観念し、その取得を純資産として課税対象としている。私的な生活に関わる様々な支出は、単なる消費というよりも、対価性をもって、将来の見返りを期して支払いがなされていることになる⁷⁰。

Kaplowは、①人は誕生時にhuman capitalを獲得し、②その後の各期間においてhuman capitalを費用化して所得を獲得する。この考え方の下で、理想的な所得課税においては、①について、誕生時にhuman capitalに対する課税が行われ、②の各期間について、収益（賃金）から価値減少部分を控除した金額に対して課税が行われることになる⁷¹。人の命は有限であり、その当然の帰結としてhuman capitalは時間の経過とともに価値の減る減価償却資産であるということになる⁷²。実際には減価償却をできるはずはなく、具体的には、いくつかの費用控除や人的控除、非課税規定

65) 中里実「所得控除制度の経済学的意義」日税研論集52巻（2003）107頁。

66) 中里実「human capitalと租税法（下）」ジュリスト961号（1990）218頁。

67) 金子・前掲注30）179～180頁。

68) Kaplow, *supra* note 29, at 245-248.

69) 中里実「human capitalと租税法（上）」ジュリスト956号（1990）105頁。付加価値税は、企業に投下された生産要素（資本（人を除く）と労働（human capitalのもたらすサービス）のリターンに対して課される租税である。

70) 中里・前掲注66）218頁では、「生活費の一部をhuman capitalのもたらす所得の必要経費とみる考

え方を給与所得者についてのみ及ぼすのは論理的でない。基礎控除や医療費控除にそのような意味を認めてもよいように思われる」と述べている。

71) 岡村・前掲注30）189～190頁。*Supra* note 29, at 246.

72) 中里・前掲注66）216頁によれば、human capitalという名の下に他の生産的手段と同様に減価償却を認めるとの見解に対して、Carter Report等は「租税システムにおいては不適切であると思われる。減価償却の本来の目的は、純リターンを算定する際に費用の回収を認めることである」と反対している。

における考慮となる。包括的所得概念のもと、教育や医療のための支出の扱いが問題となるが、これらの費用は控除すべきと結論付けている。

中里は、医療費控除や教育に係る控除について、human capitalを維持するための支出(human capitalの修繕費、維持管理費)、human capitalの価値を増大させる投機的投資としてとらえている。医療費控除は支出時点で控除を認められる。教育の支出に対する控除は認められていない。それは将来のための投資であるから、控除するにしても将来において行うべきとしている⁷³。

一方、岡村は、誕生時に将来所得の現在価値を課すべきとの考え(Kaplowのモデル)に疑問を呈し、人の誕生を所得と認識していることに對し、所得課税としては正当化できないと論じている⁷⁴。しかしながら、「伝統的な個人所得税では、医療費や教育費のような個人消費の典型と考えられてきた支出は、収益との直接の対応がある場合にも控除が認められない。所得税は、このことを通じて、個人消費を間接的に課税の対象としてきた。しかし、human capitalという考え方を導入することにより、このような個人消費とされてきた支出を、人的資産を形成・維持するための支出と捉え、控除の道を探ることが可能になる」と述べている⁷⁵。この考えは、個人的な費用とされてきた保育費のような支出に対する控除可能性を孕むのではないか。

3 人的控除——家族のための支出(扶養控除)

人的控除のうちいくつかは、課税所得把握の単位を、個人の集合である家族へと暗黙のうちに転換している。保育費負担を人的控除項目として立法的に認めると、「個人一人ひとりについて所得を把握するという個人所得税の原則と不整合なものとなってしまう」⁷⁶。佐藤は、人的控除は、最終的な租税負担の調整を目的とし、所得概念ないし所得計算方法との関わりで議論されているわけではない点を指摘している⁷⁷。人的控除をめぐる議論の状況につき、①人的控除をめぐる議論は、いわば生の価値判断が登場せざるを得ず、洗練された議論が期待されにくい、②人的控除は、さまざまな政策的配慮から設けられるという認識は、それらの正当化が政策的観点のみから行われうるのかという問題を提起する、③人的控除はおよそ理論的な所得の算定と無関係なのか、という3つの問題点を指摘している。

所得控除のうち、配偶者控除・配偶者特別控除(83条、83条の2)、扶養控除(84条)、医療費控除(73条)、社会保険料控除(74条)、生命保険料控除(76条)は家族内の他の個人のための支出をも対象とする⁷⁸。

これらのうち、医療費控除の趣旨は、医療費が多額で異常な支出となる場合における担税力の減殺の調整にある⁷⁹。したがって、事業関連性はなく、所得控除を認める理論的根拠が曖昧である。にもかかわらず、通常の生活

73) 中里・前掲注(65)113~114頁。

74) 岡村・前掲注(30)225頁。

75) 岡村・前掲注(30)197頁。

76) 小塚真啓「家族の所得と租税」金子・前掲注(30)48~50頁。

77) 佐藤英明「配偶者控除および配偶者特別控除の検討」日税研論集52号(2003)135~136頁。

78) 小塚・前掲注(76)45頁。

79) 奥谷健「判批」租税判例百選[第5版](2011)93頁。

費を超える追加的支出であることから、社会福祉的に控除を認めている⁸⁰⁾。そして、実際の取扱いにおいては、施行令207条の定めを前提としながらも、基本通達73-3によって、その範囲を運用の実際において拡大している。医療費控除対象の支出は、健康維持のための投資的消費であり、上述のhuman capitalのもたらす所得の必要経費とみることができる⁸¹⁾。

同様の趣旨から、保育費についても所得控除を認める立法的対応もあり得るのではないか。現行制度は、こども手当（現：児童手当）の創設により、年少扶養親族の控除については廃止された。高校の無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分も廃止された（ともに2010（平成22）年度改正）。新たな制度が設けられる場合、財政学的に増減ゼロで帳尻をあわせる税制改正が行われることが多いが、社会保障手当の増額と人的控除の廃止の間には必然的な結合関係はない⁸²⁾。そもそも、所得税法は納税義務の適切な履行を確保するのが目的であり（同法1条）、社会保障法は生活の保護・安定等を目的としており（児童手当法1条ほか）、それぞれの法の目的が異なる⁸³⁾。したがって、「保育所等無償化により、保育費につき、所得税法上配慮する必要がない」と結論付けるべきではなからう。ワーキングマザーに対しては、「3歳の壁」⁸⁴⁾問題もある。本来、個人の選択であるべき家族の形態に対し、国家が関与を深めるのであ

れば、あらゆる政策を用意すべきではないか。無償化制度を補う形式で、0歳児から2歳児の保育費につき、医療費控除と同様の控除方式で人的控除（保育費控除）を設ける改正⁸⁵⁾も、共働き世帯を間接的に支えるインセンティブ減税となりうる。

V 正規雇用のキャリアを続けるか、第二次稼得者に転職するか

個人単位主義を続ける限りは、婚姻中立性を満たすことはできるが、実質的な公平さを満たすことはできない。専業主婦やパートのような配偶者控除を受けることができる家庭と比較して、ともにフルタイムの正規雇用のキャリアを続ける家庭は、所得税法上の恩恵を受けることはできない。社会保険料も負担しなければならない。しかし、共働き世帯の家事や子育ての無償労働負担が減るわけではない。

以下、まず2017（平成29）年度税制改正で若干の見直しが行われた配偶者控除制度について、次いで、典型的な帰属所得である家事・育児労働をどう評価するかにつき、検討する。更に、女性活躍推進法施行にもかかわらず、正規雇用の共働き世帯が増えず、「ガラスの天井」が存在する現実を分析し、同法が掲げる行政手法の実効性につき検討する。

80) 医療費控除とは、治癒可能な心身の機能の低下を回復させるために必要となる一定の支出を填補する措置と定義することができる。岩崎政明「判批」ジュリスト967号（1990）103頁。

81) 中里・前掲注66)218頁。

82) 藤谷・前掲注(5)56～57頁、60頁。

83) 野口浩「扶養控除のあり方」税法学579号（2018）244頁。

84) 0歳～2歳児クラスまでが対象の小規模保育所に通っている場合、3歳以降の預け先を探さなければならない。勤務形態につき、3歳児以降は、時短勤務ではなく、フルタイムで就労しなければならない。

85) V1で述べるところの、配偶者控除廃止論者が提言する「廃止による財源での子育て支援の創設」策と捉えることができよう。

1 共働き世帯の税負担（配偶者控除）

1997年以降、共働き世帯数が片働き世帯数を上回っているが、共働き世帯数の半分以上の配偶者の所得は150万円未満に分布する⁸⁶。対等に家計を支えるという意味での共働き世帯は増えていない⁸⁷。

日本女性の「主婦化」が最も進んだのは1970年代半ばであり、配偶者控除制度は、創設時の趣旨からみても、サラリーマン世帯の増加に伴う「夫と専業主婦、子供2人」という昭和の標準世帯を前提とする制度である。単純化すれば、「500万円程度の世帯主収入（+100万円程度の内助の功収入）」という当時の標準世帯のための制度であろう。年功序列と終身雇用が崩れた現在は、「ともに300万円程度の収入」で世帯を維持する共働き世帯も標準世帯として考慮に入れるべきであろう。

配偶者控除見直し論は、かなり以前から提言されていた。全国婦人税理士連盟（1995年から全国女性税理士連盟）や男女共同参画審議会報告書、さらには1993（平成5）年度お

よび2000（平成12）年度税制調査会答申、2002（平成14）年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」でも、見直しあるいは廃止が提言されてきた。しかし結局、税制改正では「103万円の壁」から「150万円の壁」に増額したにすぎず、居住者（夫）の合計所得金額によって控除額が変わるという、かなり煩雑な制度になってしまった⁸⁸。先行研究では、廃止への反対論（＝継続への賛成論）が多い⁸⁹。一方で、勤労配偶者控除制度の構想のような提言、廃止による財源での子育て支援⁹⁰（IV3の保育費控除の創設等）、新たな夫婦控除創設の議論もある⁹¹。

女性の社会進出と税制の関係につき、碓井は、「中里の指摘するように⁹²、いずれが家事労働に従事するかは租税制度により決められるわけではなく、課税以前の要因により決定される。しかし『租税制度の適用対象である現実』が、実際には女性の社会進出を阻害する作用をもっていると述べることはあながち不適切であるとは思われない。そして、租税制度以前の夫婦間の分担関係が税制によって

86) 内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」によると、共働き世帯は急速に拡大しているが、増加の大部分は妻がパートの共働き世帯によるものである。妻がフルタイムの共働き世帯は1985年以降、ほぼ横ばい状態である。

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/index.html#honpen
[最終訪問日：2021年3月5日]

87) 全体的に女性の就業率は高まってきているものの、2000年代では主に有配偶女性の非正規雇用への就業によって説明できる。筒井淳也「女性の労働参加と性別分業」日本労働研究雑誌648号（2014）71頁。

88) 横山泉＝小玉直美「女性の労働と税」フィナンシャル・レビュー127号（2016）72頁は、「複雑な税制は、国民の正しい理解が伴わない可能性を孕むため、政府の意図とは異なる方向に進んでしま

う可能性がある」と批判している。

89) 葎田英人「配偶者控除制度の見直し」税経通信72巻4号（2017）154～158頁、渡辺充「配偶者控除見直しの新たな論点と所得税改革」税理59巻14号（2016）2～12頁、碓井光明「女性の社会進出に対する税制の影響」ジュリスト1238号（2003）70～81頁、牛嶋勉「夫婦財産関係と税制」金子＝中里・前掲注①5）508～510頁。

90) 政府税制調査会の配偶者控除についての「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（2014（平成26）年11月7日）で示された選択肢は、いずれも配偶者に対する控除を減らし、子育て支援を充実させる方向である。

91) 鈴木善充「所得税の配偶者控除について」生駒経済論叢16巻1号（2018）21頁。

92) 中里・前掲注(2)31頁。

増幅されるといってもよい」と、税制（配偶者控除）によって歪められる現実の働き方の問題点について言及している⁹³。

扶養控除の枠内で扱われていた配偶者に対する控除から、別途、配偶者控除制度が創設されたのは1961（昭和36）年である。白色申告者に対する専従者控除の拡充とともに、その導入を提言した税制調査会第一次答申（1960（昭和35）年）では、「夫婦の所得が一体としてみられるべきこと、夫のみが所得稼得している場合でも妻は家庭内の勤めを果たすことにより夫の所得の稼得に貢献している」という見方、すなわち、「妻の座」や「内助の功」を尊重する考えに立っている。家事労働＝主婦の労働と捉え、その評価が「内助の功」といった伝統的な専業主婦の保護と被扶養の妻の座の強化につながり、ひいては被扶養の妻をもつ男性の優遇政策となる所得税法上の仕組みは今日まで続いている⁹⁴。

確井は、結局、配偶者控除廃止論に対し、「なぜ専業主婦世帯に配慮する必要がなくなったのかを示さなければならない」と問題提起し、①世帯としての最低生活費不課税と、②帰属所得の喪失の2つの面から検討している⁹⁵。しかし、①は、基礎控除および扶養控除が担うべき役割であろう。個人単位課税が原則であり、かつ、成人である専業主婦やパートの配偶者と居住者（夫）の担税力とを結び

つけるのは的外れではないか。配偶者は、扶養親族と同等ではない。②は、配偶者の所得が一定額を超えると配偶者控除を受けられず、かつ、配偶者自身も課税される点をあげている。パート勤務の就業時間が増え、帰属所得が縮減されるにもかかわらず控除を受けられないという問題点である。しかし、片働きだろうが、共働きだろうが、家事や育児の無償労働は、（保育や家事代行の外注をしない限り）どちらかが担う必要がある。物理的時間の多寡にすぎず⁹⁶、はたして帰属所得の喪失の問題と捉えることができるだろうか。

2 帰属所得をどう評価するか(2)——第二次稼得者の低賃金

専業主婦は家事労働を非課税で行っているとされる（帰属所得）。包括的所得概念の考えから課税対象とされながら、その把握や評価が難しい点から課税対象とされていない。にもかかわらず、控除対象配偶者に該当する場合には控除される。一方、共働き世帯であっても、家事や育児を担う必要がある⁹⁷。所得格差が拡大しつつある現在では、「専業主婦」という選択は、一種のステイタスとなっている。配偶者控除の利用者は低所得世帯においてむしろ少なくなっている。経済的に余裕があるから、専業主婦を選択し、あるいは税制上のメリットの範囲内で働いている⁹⁸。男性（世帯

93 確井・前掲注89)73頁。

94 横山文野『戦後日本の女性政策』（勁草書房、2002）49頁。

95 確井・前掲注89)76頁。

96 有配偶女性の労働時間の増加に伴う家事頻度の減少幅は、有配偶男性の家事頻度の増加幅より大きく、女性にとって就労と家庭生活の質の維持がトレードオフになっている。女性が働くことと家庭内の厚生が一定量低下することが見てとれる。筒

井・前掲注87)70頁、81頁。

97 筒井淳也『結婚と家族のこれから』（光文社、2016年）108～111頁は、公的領域で男女均等が進んでも、無償労働の世界という私的領域では公的な介入はなく、家事や育児の負担の多くを女性が担っている状況を指摘している。

98 遠藤みち「税法とジェンダー」ジェンダー法学会編『ジェンダーと法 第2巻』（日本加除出版、2012）231頁。

主)の所得が高いほど女性(妻)の有職率が低下するという「ダグラス=有沢の法則」は大筋で健在である⁹⁹⁾。

専業主婦という職業選択は個人の自由であり、家族という自律的な団体内で役割分担をする限りは何の問題もない。ところが、1980年代には、年金制度の第3号被保険者制度や所得税法上の配偶者特別控除制度が設けられ、「専業主婦優遇政策」が採られてきた¹⁰⁰⁾。これらの制度は、「夫婦共働きで子育てをする」という時代の流れに逆行する制度と言えよう。専業主婦は決して弱者ではない¹⁰¹⁾。

むしろ問題となるのは、150万円以下の給与収入で、配偶者控除の範囲内で働き、ときには就業調整を余儀なくされるパート主婦であろう。根本的な要因として、日本の時給単価は安すぎる点があげられよう。時給1,000円で150万円の年収を得るためには1,500時間勤務する必要がある。正規雇用の場合でも、週38~40時間、1年間で1,800~2,000時間程度の勤務である。パートや非正規や派遣社員(第二次稼得者)の大部分は女性である¹⁰²⁾。このような低賃金の雇用形態で働く多くの第二次稼得者へのしわ寄せのうで正規雇用が守られ、日本経済は成り立っていることになる。150万円以下の給与収入では、単独で家計を維持することはできない。内助の功を前提とし、第二次稼得者としての就業形態のなかで(非正

規だが本意の働き方の場合が多い)、離婚という事態に直面すると、後述するところのシングルマザーの貧困問題(不本意非正規の割合が高くなる)が生ずることになる。

3 管理職へのステップアップを拒む要因——女性活躍推進法における行政手法の実効性

「正社員でフルタイム勤務」を希望する女性は、末子が未就園児の時は約1割であるのに対し、中学生以降になると4~5割程度まで回復するが、実際には2割程度にとどまっている(男女共同参画白書 令和2年版「女性の就業者数の内訳」)。出産等に伴い離職すると、再就職は難しく、かつ、賃金水準も低いことになる¹⁰³⁾。

男女雇用均等法施行(1986年)から30年以上がたち、キャリア生活の入り口に関しては形式的には平等な取扱いがされている。1992年には育児・介護休業法が施行された(2010年改正)。2016年には時限立法(10年間)として、女性活躍推進法が施行された。しかし、「職業生活を営む女性は、結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多い」(女性活躍推進法2条2項)という文言が示す通り、家庭生活における無償労働負担は、実際は女性に偏っている。出産・子育て期に退職せずに職業を続けたとしても、仕事にのみエネルギー

99) 筒井・前掲注8772~73頁。

100) 横山・前掲注94424頁。

101) 子育てや介護により、働きたくても働けないケースはある。それでも(かつてより)公的扶助が充実している現在では、「専業主婦」は本人および家族の選択の結果であろう。

102) 非正規雇用は女性が多数を占める雇用形態であり、到底自立して生きられない低賃金である。その原型は、配偶者控除や第3号被保険者の範囲内

で調整して働く家計補助的労働にある。中野麻美「非正規雇用と女性の貧困」ジェンダー法学会・前掲注9834頁。

103) 復職する女性は非正規雇用者が多い。2002年~2015年に女性の給与所得者は300万人以上増加したが、年収100万~149万円の非正規が占めているため、女性全体の平均給与は下がる状況になっている。田邊友昭「平均年収から見た女性活躍の現状」東京交通短期大学研究紀要25号(2020)112頁。

ギーを注げる環境ではなく、それらは有形無形の圧力となり、教育訓練や昇進の機会を奪う結果となっている⁽¹⁰⁴⁾。政府の推進する男女共同参画社会の進捗度合を示すために、各分野における女性の登用割合が示されている。女性管理職割合が注目されるが、政府目標の2020年までに少なくとも30%程度という数値目標に対し、実際は15%程度であった（G7の中で最下位）。係長、課長、部長と役職が上がるにつれ、割合は下がっている。

どのようにして女性の職業生活における活躍の推進を図るかにつき、女性活躍推進法第3章（うち7条～15条）では、一般事業主（国および地方公共団体以外の事業主）に対し、「行動計画の策定・届出」および「情報公開」を義務付けている⁽¹⁰⁵⁾。より多くの企業が取り組む必要があることから、常時雇用労働者101人以上の事業主に対しても義務化されるが（2022年4月施行）、その内容は4つの努力義務の設定・公表にすぎない。第4章の活躍を推進するための支援措置のうち、16条、17条は事業主による情報の公表を義務付けている。一定の基準を満たし、取組みの実施状況が優良な事業主は厚労大臣の認定（＝えるぼし認定企業）が受けられる。えるぼし認定企業は、公共調達において、加点评価される（20条）。要は、雇用者であるところの一般事業主に対

する行動計画策定の義務付け（その内容は努力義務）の設定・公表規定である。

このように活躍を推進されている被用者側女性のうち、家庭や子供をもつ女性のキャリア維持や、キャリアアップのためには、家事・育児の分担や外注化が必須であるが、家庭の家事分担に対し公的な介入のしようがない。したがって、女性活躍推進法は、地方公共団体の責務および一般事業主の責務の履行を促す手法として、行政手法論でいうところの情報保護・公開手法や経済的手法というソフトな手法を用いている⁽¹⁰⁶⁾。

改正法では規制対象範囲を拡大している。当初より対象範囲を拡大するという手法はよく使われる手法である。しかしながら、中小企業まで範囲を広げることによって、果たして「ガラスの天井」を破ることができるのか。世界的に見ても、日本は女性の登用・活躍が遅れている。2026年までの時限立法で、情報公開義務付けの範囲を拡げる程度では、その実効性は疑わしい。そして行動計画の内容は努力目標にすぎない⁽¹⁰⁷⁾。女性活躍の実効性を求めるのであれば、努力義務から達成義務に強化し、情報公開の対象を「目標を達成できない一般事業者名の公表」とし、そのアナウンスメント効果による促進といった思い切った手法が必要ではないか（現実的には、その

(104) 30代の既婚女性は子育てに追われてキャリアアップは考えられないというインタビュー結果もある。杉本あゆみ「女性の活躍推進に向けた企業取組み施策への一提言」千葉経済大学短期大学部研究紀要14号（2018）129～136頁。また、労働政策研究・研修機構による調査でも、昇進を希望しない男性は3割程度なのに対し、希望しない女性は7割程度いる。島麻衣子『女性活躍推進法一般事業主行動計画』（第一法規、2020）41～42頁。

(105) 厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「令和元年女性活躍推進法等改正法及び関係省令・指針の解説」NBL1167号（2020）41頁。

(106) 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』（有斐閣、2008）31頁、大橋洋一『対話型行政法の開拓線』（有斐閣、2019）22頁。

(107) 1986年施行の男女雇用機会均等法でも、1997年改正法で、女性に対する募集・採用・配置・昇進について企業の努力義務から禁止規定になったことで、女性の社会進出を後押しする形となった。

実施は難しいが)。

逆に、法人税法における租税特別(優遇)措置の新設による減税といった一般事業主にとってメリットとなる手法も考えられる。租税特別措置は実質的な補助金(「隠れた補助金」)であり、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置である。2010年には租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(租特透明化法)が成立し、2010(平成22)年度税制改正に基づいて抜本的な見直しが行われた⁽¹⁰⁸⁾。「政策税制」として位置付けられる期限の定めのある措置については、見直しのための基準「6つのテスト」に合致すれば認められることになる⁽¹⁰⁹⁾。①背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか、②政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか、③補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか、の3つの観点から6つのテストが示されている。人口減少・高齢化の進展のなかで、女性活躍推進法は、女性の労働参加の推進と家事・育児の両立を目的とする政策である。今日的な「公益性」の判断基準として、「合理性」も「有効性」も「相当性」も認められると料する。しかし一方で、租税優遇措置に対する法的統制がなかなか機能しない面があることも否めない⁽¹¹⁰⁾。

VI 離婚をめぐる所得税法上の問題点

協議上の離婚をした者の一方は、相手方に

対して財産の分与を請求することができる(民法768条)。財産分与に対する税法上の取扱いとして、分与者には「財産分与義務の消滅という経済的利益の享受」に対し、譲渡所得課税が行われる(名古屋医師財産分与事件最判1975(昭和50)年5月27日民集29巻5号641頁)(当該最判を受けて、基本通達33-1の4が設けられた)。一方、財産分与により取得した財産は贈与税の対象にも(基本通達9-8)、所得税の対象にもならない(所得税法9条に記述はないが、所得に当たらないとして扱われている)。以上が、持ち家を財産分与する場合の分与者、被分与者に対する現行の課税方法であり、特に分与者に対する譲渡所得課税に対しては批判も多い。

しかし、実際の離婚事例においては財産分与が行われるケースの方が各段に少ない⁽¹¹¹⁾。熟年離婚ではなく、若年での離婚となると「シングルマザーの貧困問題」につながる。子供が未就園児・未就学児の場合、非正規やパートで働く割合が高いためである。

以下、離婚をめぐる税法上の問題のうち、財産分与およびシングルマザーをめぐる所得税法上の問題点につき検討する。

1 財産分与の法的性格および被分与者への課税——持ち家を財産分与する場合の課税方法の見直し

まず、財産分与の法的性質から検討する。最判1971(昭和46)年7月23日民集25巻5号

(108) 占部裕典『租税法と行政法の交錯』(慈学社、2015)250~257頁。

(109) 占部・前掲注(108)261~262頁。

(110) 租特透明化法成立後も、毎年多くの特別措置が設けられ、改廃・縮減・適用期間の延長等が繰り返されている。拙稿「税務行政手続と税務争訟」

愛媛法学会雑誌42巻3・4合併号(2016)100~102頁。

(111) たとえば、2016(平成28)年度の離婚件数216,798件のうち、家庭裁判所で財産分与の取決めをした件数は8,564件である。牛嶋・前掲注(89)510~511頁。

805頁および我妻らの学説によると、財産分与の内容は、①婚姻中の共同財産の清算分配、②離婚後における他方配偶者に対する扶養、③有責配偶者に対する慰謝料請求の3つに分けられる(包括説)⁽¹¹¹⁾。ただし、離婚実務においては3つの要素は厳格に区分されていない⁽¹¹²⁾。

③については、所得税法9条1項17号により非課税となる。②についても、同法9条1項15号に当てはまると考えられ、実務上非課税所得扱いとなる。では、①の清算的要素はどうか。共有地の分割(所得税基本通達33-1の6)と同様に、清算的財産分与は「譲渡」「移転」に当たらないとの有力学説がある。金子は、「固有の意味の財産分与(夫婦共通財産の清算の意味における財産分与)としての財産の移転は、その実質は夫婦共有財産の分割であって資産の譲渡にあたらないと解すべき」としている⁽¹¹³⁾。

常識的に考えると、財産分与として持ち家の名義を変更した場合は、被分与者に所得税か贈与税が課されると思われる。しかしながら、被分与者に対する所得税の課税を非課税とする明文規定はないにもかかわらず、非課税とする扱いが実務上確立されている。その理由は、分与を受ける財産が既に相手方配偶者(=分与者)において課税済みであるという点にある。理論的には、被分与者に対する所得課税について、それが所得概念に包摂されるか、つまり、実定法上の「収入すべき金

額」(所得税法36条1項)に該当するかが問題となるが、清算的財産分与は所得に当たらないとして扱われている⁽¹¹⁴⁾。被分与者に対する贈与税についても、基本通達9-8により、「贈与により取得した財産とはならない」とされる。「ただし、…一切の事情を考慮してもなお過当であると認められる部分」については贈与によって取得した財産となるため、すべてが非課税というわけではない。

では、実際に財産分与として持ち家を名義変更し、譲渡所得課税されるケースが多く存在するのだろうか。持ち家を譲渡した場合には、3000万円の特別控除の特例が認められる(措置法35条ほか)。したがって、キャピタルゲインが特別控除の範囲内の場合、課税を避けるため、離婚成立後に財産分与契約書を作成し、その後、名義変更登記を行うという手法が一般化している。

財産分与の3つの性質のうち②は、扶養する子がいる場合は養育費として請求できる。③の慰謝料も、財産分与とは別途請求することができる(最判1956(昭和31)年2月21日民集10巻2号124頁)。したがって、実務上の財産分与は①につき、「妻が夫名義の財産に対し、何らかの潜在的な持分を有する」状態から「現実の財産分与手続がなされて初めて具体的な権利として確定する」状態へと変化する際に、被分与者にとって所得としての実現があるのかが問題となる⁽¹¹⁵⁾。

(112) 我妻ほか・前掲注(53)112~113頁、大村・前掲注(27)161頁。なお、損害賠償は別のものであるとする「限定説」も有力である。

(113) 家庭裁判所の調停実務においては、包括説による運用がなされ、ほぼ全てにつき按分割合50%の「2分の1ルール」が確立している。牛嶋・前掲注(89)511頁。

(114) 金子・前掲注(16)264頁。

(115) 岡本忠生「さやかかの幸せ」佐藤・前掲注(62)99頁。

(116) 家事役務等の貢献(帰属所得)に見合った財産分与について非課税扱いの説明は難問である。浅妻章如「離婚・死別と租税法」金子・前掲注(30)113~116頁は「清算的財産分与の当否につき、損害賠償金の非課税所得扱いと同様の理屈で『所得』に当たらないと説明しやすい」と述べている。

アメリカでは1984年内国歳入法改正により、夫婦間の財産の移転は、利得も損失ももたらしすることがないとし、譲渡所得課税の問題が生じないことを明らかにした。そして、譲受人は、譲渡人の取得価格をそのまま引き継ぐという規定も入れられた。そのため、日本における財産分与も課税を繰り延べる方法に改正すべきとの意見も多い⁽¹¹⁷⁾。

私見としては、金子説のように、実質的には共有財産の分割であるから「資産の譲渡」に当たらないと考える。民法762条1項により「特有財産」とされる持ち家も、(潜在的持分を有する)共有財産の清算と考えるべきではないか。フランスでは、夫婦が婚姻中に取得した財産は、夫婦財産制上の共通財産の分割の問題として処理される⁽¹¹⁸⁾。実際、夫婦の協力により取得したものであり、持ち家の名義変更による取得は、課税されていない帰属所得の問題(=内助の功)もからんでくる。共有財産の分割にすぎず、譲渡所得課税の対象とすべきではないと思料する。

2 シングルマザーの貧困問題——租税制度にできること

全年齢層で女性は男性よりも収入が低く、相対的貧困率が高い⁽¹¹⁹⁾。これは、婚姻状況や

世帯構成にかかわらず、どのようなカテゴリにも該当する。その中でも特に貧困が深刻なのは、母子家庭と高齢単身女性である⁽¹²⁰⁾。前者については、夫の収入で暮らす、あるいは、一定の所得以下(パート等)の方が、税法上も社会保障法上も恩恵がある仕組みになっているが、離婚すると、非正規雇用の女性は貧困化するリスクが高い。さらに未婚のシングルマザーの場合は、貧困が再生産されている。後者についても、女性の方が長寿なので中高年以降に一人暮らしになる確率が高く、その期間も長く、貧困リスクが高い。

結局のところ、性別役割分業観念に基づいた昭和の標準世帯(片働き世帯)を軸とした所得税制や社会保障制度が、女性の収入の低さの認容につながっている。第二次稼得者として配偶者控除や第3号被保険者の範囲内で働いている場合の恩恵は、単身となった場合には享受することはできず、非正規やパートといった雇用形態における低賃金は即、貧困につながる。

2020(令和2)年度税制改正で、「寡婦控除」が改正され、「ひとり親控除」(35万円)が新設された⁽¹²¹⁾。「寡婦(寡夫)控除」(27万円)は法律婚を経た者に限定されていたのに対し、「ひとり親控除」は未婚のシングルマザー

(117) 小石侑子「アメリカにおける離婚と税金」人見康子=木村弘之亮編『家族と税制』(弘文堂、1998)62頁、川上都市「離婚による財産分与を資産で行った場合の譲渡所得課税について」税法学557号(2007)47頁。

(118) フランスは家族単位課税ではあるが、法定共通財産制が採用され、夫婦は各々その半分に対して持分権を有する。離婚する際には分配し、持分に対しては課税されない。山田美枝子「家族の多様化とフランス個人所得税」人見=木村・前掲注(117)103頁。

(119) 2018(平成30)年度民間給与実態調査統計調査では、男性が545万円、女性が293万円であり、1.8倍の差がついている。年収500万円超の給与所得者のうち、女性は16.3%にすぎない。田邊・前掲注(10)109頁。

(120) 大塩まゆみ「女性の貧困」人間福祉学研究10巻1号(2017)37頁、46頁。

(121) ひとり親世帯の貧困率は、OECD諸国の中で最悪であり、かつ、ひとり親家庭の割合は増加し続けている。山田・前掲注(121)4頁。

一にも未婚のシングルファザーにも拡大された。改正後の寡婦控除は、扶養する子を有しない死別した寡婦、および、扶養親族（子除く）を有する離別した寡婦の経済支援と位置付けられることになる。

伊川は、「改正後の寡婦控除は過去に逆戻りした」と批判している⁽¹²²⁾。寡婦控除制度の趣旨は、母子家庭に対する経済的支援を意図したアフーマティブ・アクションであった。改正後は、女性のみ認められ、過去の法律婚を要件としており、ひとり親控除と併存させるべきでないと主張する。しかし、私見としては、扶養する子を有しない寡婦に対する控除が認められる点を評価したい。扶養する子がいなくとも、500万円以下の所得要件下で働かざるを得ない寡婦は、経済的に困窮している場合が多いからである。

さらには、これら各種控除が逆進性のある所得控除形式を採っていることに対する批判もある⁽¹²³⁾。それは、給付付き税額控除やベーシックインカム議論につながる⁽¹²⁴⁾。前者は、所得控除額と税額控除額を比較して、後者が上回る場合に、単に所得税額をゼロとするのではなく、その差額を給付する制度である。シングルマザーのワーキングプア状況を鑑み、生計の保障の観点から税を検討する必要があるとされている。

社会人生活がスタートした時点では男女賃金差がなかった。それが、結婚・出産・育児の過程で正規雇用のルートが続けることが困難になり、収入格差を生む結果となっている。国家が税制を通して守っているのは、法律婚をベースとした家族形態である。税制のセーフティネットは、離婚者を守るシステムにも、共働き（正規雇用）を促すシステムにもなっていない。生涯独身者の多さ、婚姻形態の多

様化、離婚率の高さに対応していない。現行制度の保育費負担は個人負担のまま（実質、給与からの負担となり、時間的にも金銭的にも重い負担となる）という点を即座に改正するのは難しい。しかし、保育費控除の創設（あるいは、子ども手当導入と引き換えに廃止された年少扶養控除の復活）、さらには、配偶者控除の廃止は、女性活躍社会を促進し、婚姻形態の多様化を認めるコンセンサスができれば可能であろう。

VII むすびにかえて

「学校教育段階では全く平等な取扱いをされていたのに、女性のライフステージ全体で考えると、男女間の格差はなぜここまで広がっているのか」「女性の経済的自立を助けるために税法にできることはあるのか」というのが素朴な問題意識であった。

高度成長期は過去の遺物となり、グローバル化の中で日本の相対的地位は低下し、人口減とともに縮小社会がスタートしている。女性を労働力として活用する「男女共同参画社会」を企図しつつ、一方で、人口減を食い止めるために「夫婦共働きで子育てする家庭」を標準世帯としてスーパーレディの主婦像を推奨しているのは、普通に働きたい女性にとってアイロニーでしかない。

本稿で立法論として提案したのは、①所得税法の明文により、事実婚も配偶者に含むべき、②保育費控除の創設あるいは年少扶養控除の復活、③配偶者控除の廃止、さらには、

(122) 伊川正樹「寡婦（寡夫）控除の改正とひとり親控除の新設をめぐる法的検討」税研212号（2020）25～27頁。

(123) 山田・前掲注24）7頁。

(124) 瀧川裕英「生計の保障」金子・前掲注30）251頁。

本気で女性活躍推進を進めるのであれば、法人税法上の租税優遇措置も必要ではないか、という点である。

多様な生き方と言いつつも、シングルや子供をもたないという選択に対しては、有形無形の圧力がある。一方で、女性活躍推進法の描くロールモデルは敷居が高く、これらのロールに乗りそこなった場合は、貧困リスクや

偏見が大きいのが現実である。多くの女性労働者は、非正規で低所得のままである。

独身者にとっても、シングルマザーにとっても、子育て中の共働き女性にとっても、管理職をめざす中堅女性社員にとっても、願わくばインセンティブとなる租税制度を、少なくとも可能な限り税負担の差別をもたらさない租税制度の実現を期待したい。